

○財務省告示第百十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第一号の規定に基づき、平成二十七年（昭和五十七年度）における第一号に係る輸入基準数量及び同年度における第一号に係る協定対象外輸入基準数量を次のように告示する。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

1 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第一号に規定する第一号に係る輸入基準数量は、平成二十七年（昭和五十七年度）につき次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 生鮮等牛肉 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ 平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量

七万四千三百三十九トン

ロ 平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量

十五万二千四百五十六トン

ハ 平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量

二十三万六百四十二トン

二 冷凍牛肉 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ 平成二十六年の初日から同年度の第一四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量
八万七千七百二十トン

ロ 平成二十六年の初日から同年度の第二四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量
二十万三千三百七十七トン

ハ 平成二十六年の初日から同年度の第三四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量
二十七万九千四百七十七トン

2

関税暫定措置法第七条の五第一項第一号に規定する第一号に係る協定対象外輸入基準数量は、平成二十七年の初日から同年度の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 生鮮等牛肉 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ 平成二十六年の初日から同年度の第一四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量
二万八千五百五十四トン

ロ 平成二十六年の初日から同年度の第二四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百

十七を乗じて得た数量

五万八千八百四十四トン

ハ 平成二十六年年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量

八万四千五百五十八トン

二 冷凍牛肉 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ 平成二十六年年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量

三万七千七百七十六トン

ロ 平成二十六年年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量

九万七百五十二トン

ハ 平成二十六年年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量

十二万六千六百四十四トン